

## 新型コロナウイルス対策（赤道ギニアへの上陸許可条件の更新）

●航空便の乗客に対する赤道ギニアへの上陸許可条件が更新されました。

7月10日、赤道ギニア民間航空省は、同国の航空会社向けに、次の条件を満たす乗客に対し同国への上陸を許可する旨を通知しました。

- 1 全ての赤道ギニア国民
- 2 赤道ギニアに居住する外国人
- 3 有効な代替査証（visado alternativo）のある外国人
- 4 専門分野又は投資の目的で招待され、それに対応した査証のある外国人
- 5 その他大使館の領事サービス手続きにより取得した入国査証のある乗客

本措置は、7月10日から効力を発します。

### 【参考リンク】

○赤道ギニア政府ホームページ

<https://www.guineaecuatorialpress.com/index.php>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

### 【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（赤道ギニア兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp